資料2

帯広畜産大学一般事業主行動計画

計画期間・・・平成２４年４月１日～平成２７年３月３１日

計画内容

平成24年度

１．非常勤職員が無給の特別休暇として取得できる以下の項目について有給とする。

（１）保育休暇

※1日1時間以内，1歳までの間

（２）子の看護休暇

※1年10日以内，小学校就学までの間

（３）介護休暇

※1年5日以内，要介護期間

２．毎月第三金曜日を定時退勤日に設定する

※給与支給日の金曜日となる

※毎週水曜日の定時退勤日に加えることにより時間外労働を縮減

平成25年度

１．育児休業取得者が復帰する場合，原則として育児休業を取得した際に配属されていた部署に復帰させるものとする。

※教員，事務系職員及び非常勤職員共通事項

２．育児休業中における代替要員の確保の体制を整備する。

（１）教員の場合は，非常勤講師（OB教員も含む）の確保と配置を行う

（２）事務系職員及び非常勤職員の場合は，配属されていた部署等の状況に応じて，非常勤職員を配置する。

３．育児休業に関する相談窓口の設置

※給与，休業期間，休業中の連絡，保育所のあっせんなど

平成26年度

１．「保育休暇」，「子の看護休暇」及び「介護休暇」の取得状況（全職員対象）を調査した上で，非常勤職員が無給の特別休暇として取得できる以下の項目について有給とする。

（１）産前休暇

※6週間

（２）産後休暇

※8週間

国立大学法人帯広畜産大学職員の勤務時間，休暇等に関する規程を改正する規程　新旧対照表（抜粋分）

【改正の主旨】

本学で策定した一般事業主行動計画に基づき，母体保護に関する休暇を新設することに伴い，所要の改正を行うものである。

新	旧
（略）	（略）
（特別休暇） 第19条　職員が，次に掲げる事由により勤務しないことが相当であると認める場合には，当該期間を特別休暇とする。	（特別休暇） 第19条　職員が，次に掲げる事由により勤務しないことが相当であると認める場合には，当該期間を特別休暇とする。
(1)～(9)　（略）	(1)～(9)　（略）
(10)　小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が，その子の看護（負傷し，又は疾病にかかった当該子の世話，又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせること）のため勤務しないことが相当であると認められるとき　1年において10日の範囲内の期間	(10)　小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が，その子の看護（負傷し，又は疾病にかかった当該子の世話，又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせること）のため勤務しないことが相当であると認められるとき　1年において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては10日）の範囲内の期間
(11)～(17)　（略）	(11)～(17)　（略）
(18)　妊産婦である女性職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づく，保健指導又は健康診査を受ける場合　必要と認められる期間	
(19)　妊産婦である女性職員が，医師等からの指導を受ける等により，次に掲げる場合に該当するものとして請求したとき　必要と認められる期間 イ　妊娠中において，その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があるため，適宜休息し，又は捕食することが必要と認められる場合 ロ　妊娠中及び出産後において，妊娠又は出産に起因する症状が発現し，又は発現するおそれがあるため，勤務時間の短縮，休業等が認められる場合	
(20)　妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められ，所定の労働時間の始め又は終わりにおいて，勤務しないことと認められる場合　必要と認められる期間	
（略）	（略）
附　則 この規則は，平成２４年９月１日から施行する。	

国立大学法人帯広畜産大学非常勤職員就業規則を改正する規則　新旧対照表（抜粋分）

【改正の主旨】

本学が策定した一般事業主行動計画に基づき，母体保護にかかる無給の特別休暇を新設すること及び無給の特別休暇の一部を有給の休暇とすることに伴い，所要の改正を行うものである。

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>（略）
(特別休暇)
第30条　本学は，職員が下記の表に掲げる要件に該当する場合は，当該欄に掲げる期間の有給の特別休暇を与える。
<table><tr><th>特別休暇の名称</th><th>要件</th><th>期間</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>保育休暇</td><td>生後１年に達しない子を育てる職員が，その子の保育のために必要と認められる授乳，託児所への送迎等を行う場合</td><td>１日２回それぞれ30分以内の期間(男性職員等にあってはその子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され，又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は，１日２回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)</td></tr><tr><td>子の看護休暇</td><td>小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が，その子の看護（負傷し，又は疾病にかかったその子の世話</td><td>１年において１０日の範囲内の期間</td></tr></table></td><td>（略）
(特別休暇)
第30条　本学は，職員が下記の表に掲げる要件に該当する場合は，当該欄に掲げる期間の有給の特別休暇を与える。
<table><tr><th>特別休暇の名称</th><th>要件</th><th>期間</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td></tr>
</table>

	を行うこと，又はその子に予防接種や健康診断を受けさせることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められるとき	
介護休暇	要介護状態の対象家族の介護等を行う職員が，その家族の介護等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	１年において５日（要介護状態にある対象家族が２人以上の場合にあっては１０日）の範囲内の期間

2　本学は，職員が下記の表に掲げる要件に該当する場合は，当該欄に掲げる期間の無給の特別休暇を与える。

特別休暇の名称	要件	期間
産前休暇	（略）	（略）
産後休暇	（略）	（略）
生理休暇	（略）	（略）
労働災害休暇	（略）	（略）
療養休暇	（略）	（略）
ドナー休暇	（略）	（略）
保健指導休暇	妊産婦である女性職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づく，保健指導又は健康診査を受ける場合	必要と認められる期間
母体保護休暇	妊産婦である女性職員が，医師等からの指導を受ける等により，次に掲げる場合に該当するものとして請求したとき	必要と認められる期間

2　本学は，職員が下記の表に掲げる要件に該当する場合は，当該欄に掲げる期間の無給の特別休暇を与える。

特別休暇の名称	要件	期間
産前休暇	（略）	（略）
産後休暇	（略）	（略）
保育休暇	生後１年に達しない子を育てる職員が，その子の保育のために必要と認められる授乳，託児所への送迎等を行う場合	１日２回それぞれ30分以内の期間（男性職員等にあってはその子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され，又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は，１日２回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
生理休暇	（略）	（略）
労働災害休暇	（略）	（略）

	イ　妊娠中において，その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があるため，適宜休息し，又は捕食することが必要と認められる場合 ロ　妊娠中及び出産後において，妊娠又は出産に起因する症状が発現し，又は発現するおそれがあるため，勤務時間の短縮，休業等が認められる場合	
通勤緩和休暇	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められ，所定の労働時間の始め又は終わりにおいて，勤務しないことと認められる時間	必要と認められる期間

（略）

附　則

この規則は，平成２４年９月１日から施行する。

療養休暇	（略）	（略）
ドナー休暇	（略）	（略）
子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が，その子の看護（負傷し，又は疾病にかかったその子の世話を行うこと，又はその子に予防接種や健康診断を受けさせることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められるとき	１年において５日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が２人以上の場合にあっては１０日）の範囲内の期間
介護休暇	要介護状態の対象家族の介護等を行う職員が，その家族の介護等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	１年において５日（要介護状態にある対象家族が２人以上の場合にあっては１０日）の範囲内の期間

（略）